

お知らせ版

八百津町役場

第7号(令和6年1月22日発行) ☎43-2111

町ホームページ



HP 番号
10163

(岐阜地方法務局美濃加茂支局)

令和6年4月1日から相続登記の申請義務化がスタート

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

詳しくは『あなたと家族をつなぐ相続登記』で検索、または下記の二次元コードからアクセスしてください。ご不明な点がございましたら岐阜地方法務局美濃加茂支局や、司法書士などにご相談ください。なお、法務省・法務局の名称を不正に使用した勧誘や、架空請求などにご注意ください。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



<お問い合わせ>
岐阜地方法務局美濃加茂支局
☎25-2400

(中部運輸局岐阜運輸支局)

自動車の名義変更・住所変更・廃車などのお手続きはお早めに!

毎年、年度末の3月は当支局登録窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。そのため、お早めにお手続きされますようお願いいたします。なお、自動車の登録などに関するお手続きにつきましては、下記へお尋ねください。

【申請・届出関係】

普通自動車・125ccを超えるオートバイ

- ・中部運輸局岐阜運輸支局・登録部門 ☎050-5540-2053
- ・飛騨自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2054

※テレホンサービス(録音によるご案内)は24時間利用可能です。

軽自動車

- ・軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775

125cc以下のオートバイ

- ・八百津町役場 ☎43-2111

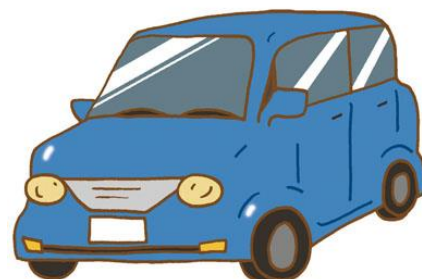
【税金関係】

自動車税・自動車取得税

- ・岐阜県自動車税事務所 ☎058-279-3781

軽自動車税(オートバイ含む)

- ・八百津町役場 ☎43-2111



(総務課)

特設人権相談所を開設します

町では、特設人権相談所(悩み事相談)を開設し、人権擁護委員が相談を受け付けます。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

- と き 2月13日(火)午後1時30分~4時
- と ころ ファミリーセンター2階(研修室第1・2)

<お問い合わせ>
総務課 企画行政係
☎43-2111(内線 2214)

(社会福祉協議会)

弁護士による無料法律相談を開催します

相続・離婚・交通事故・債務整理に関する事など、暮らしの中の法律に関する悩みや問題について弁護士が相談に応じる無料法律相談所を下記のとおり実施します。相談の秘密は固く守られます。相談を希望される方は、お電話にて予約をお願いします。

相談例 相続について今のうちに相談しておきたい / 土地の境界について揉めている
/ 借金問題について相談したい / 遺言作成について詳しく聞きたい など

- と き 2月27日(火)午後1時~3時30分
- と ころ 福祉センターゆうゆう ボランティア活動室
- 対 象 者 八百津町住民(5名程度)
- 弁 護 士 伊藤知恵子 弁護士
- 申込期限 2月13日(火)※5名に満たない場合は、当日まで受け付けます。
- そ の 他 申込者が5名を超えた場合は、抽選とさせていただきます。
詳細は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

<お申込み・お問い合わせ>
八百津町社会福祉協議会
☎43-4462